

郡山市旅行需要喚起事業費補助金 公募要領

令和5年9月 郡山市

公募期間

(第1期) 令和5年3月17日～令和5年4月24日

(第2期) 令和5年6月1日～令和5年6月30日

(第3期) 令和5年7月12日～令和5年9月22日

(第4期) 令和5年9月25日～予算に達するまで

第2・第4金曜日までに提出があったものを順次採点

第1 趣旨

国では、観光政策において、「持続可能」「消費額拡大」「地方誘客促進」の3つをキーワードに、持続可能な観光地域づくり戦略・インバウンド回復戦略・国内交流拡大戦略を総合的かつ強力に推進する基本計画を策定しているところである。

これを受け、本市においては、地域で自分の想いを形にする魅力ある「人」や、過去から形を変えつつ紡いできた「文化」等を観光資源と捉え、「郡山でしか体験できないコンテンツの造成」を行っているところである。

令和5年度は、これらのコンテンツ造成を加速するため、「旅行需要喚起事業」（以下「事業」という。）を創設し、持続可能な観光施策の開発を軸として、来訪意欲の誘発と地域経済の活性化を目的とする事業を推進するため、当該事業者を公募する。

第2 採択事業者への補助内容

1 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内 限度額 100万円 ※予算の範囲内

※1 別途「郡山市旅行需要喚起事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）を確認すること。

※2 交付決定の金額が採択事業者の補助上限となる。

2 対象事業

No	対象	条件【提案書で確認】
1	体験づくり、コンテンツづくり	本要領の趣旨に合致するとともに、郡山市にもたらす経済効果が大きいもの
2	イベントの開催・拡充	本要領の趣旨に合致するとともに、郡山市内で実施するもの
3	レンタサイクル新設・拡充 (イナイチ関連)	本要領の趣旨に合致するとともに、市が推進している猪苗代湖一周サイクルツーリズム「イナイチ」に関連するもので、郡山市にもたらす経済効果が大きいもの
4	インバウンド受入環境の拡充	以下の項目等のいずれかのようなインバウンド旅行者の受入環境の拡充に関するもの ・多言語化（メニュー、看板、ウェブサイト等） ・コンテンツのOTAサイト掲載 ・多様な食文化への対応 ・キャッシュレス対応の決済手段の拡充 等
5	交通事業者のインバウンド対策に要する経費	以下の項目等のいずれかのような交通事業者のインバウンド対策に関するもの ・案内表示の多言語化 ・運転者のインバウンド研修 ・サイクルタクシーの導入 等

3 対象経費

補助対象経費の内容	補助対象経費の例
報償費	事業の目的達成のために必要なアドバイザー謝礼
旅費	事業の目的達成のために必要なアドバイザー旅費 事業の目的達成のために必要な研修旅費
需用費	事業に必要な事務用品、その他消耗品等で、短期間のうちにその効用が減耗する消耗機材及び短期間の使用で消費される物品で10万円未満のもの、パンフレット等の印刷製本費
役務費	郵便料や広告料
委託料	事業の実施に必要な委託又は外注に要する経費
使用料及び賃借料	事業の実施に要する会場、機材等の賃借料
原材料費	事業に必要な製品製造のために購入する原料、材料、部品等
備品購入費	事業に必要な備品（取得価格10万円を超える物品）

第3 事業スケジュール

- | | |
|-----------------|---|
| 1 公募開始 | 令和5年9月25日（月）【第4期】 |
| 2 申請 | 随時受付 |
| 3 選定・審査 | 各月第2・第4金曜日まで提出があったものから審査
※ 予算が上限に達した場合、申請を受け付けない場合があります。 |
| 4 採択事業者の決定 | 審査の日から一週間程度 |
| 5 補助金交付申請 | 採択事業者決定後速やかに実施 |
| 6 審査・交付決定 | 申請後速やかに実施 |
| 7 事業実施 | 採択事業者の決定後速やかに準備に移行 |
| 8 完了・実績報告 | 事業終了後60日以内又は当該事業の完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日 |
| 9 補助金額確定・補助金の交付 | 実績報告後随時 |

第4 参加資格

公募に参加する事業者については、以下の条件をすべて満たすこと。

- 役員等に、郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第8号に規定する社会的非難関係者と認められる者又はこれらの者と密接な関係を有する者が含まれていない団体等
- 直近1年の市税等（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者

第5 申請手続等

- 申請期間 随時受付
- 申請書類（メールまたは郵送により申請）※郵送の場合、必着
 - 別紙1「事業計画書」
 - 別紙2「収支予算書」※対象経費に合うように記載してください

- (3) 納税証明書（団体等の所在が郡山市内である場合は、別紙3「同意書」）
 - (4) 別紙4「誓約書」
 - (5) 団体等の概要資料（定款、会則、名簿、ウェブサイト等に記載されている団体概要等）
 - (6) その他提案内容がわかる企画書（任意様式）
- 3 予算が上限に達した場合、申請を受け付けない場合がある

第6 選考方法及び審査結果の通知

- 1 各月第2・第4金曜日まで提出があった、申請書類に基づき、審査員による審査を行う。
- 2 次に定める評価基準により総合的な評価を行い、採点結果が配点の合計の6割を超える事業者のうち、予算の範囲内において、複数の採択事業者を決定する。
- 3 審査結果について、申請者に書面で通知し、市ウェブサイト公表する。

【評価基準】

No	審査項目（単に資金調達に見られてしまう内容は、評価しない）	配点
1	【ターゲット】 インバウンド対象国や訴求する対象を的確に設定しているか	10点
2	【コンセプト】 事業のコンセプト（理念や目標、基本的な方向性）が適切か	20点
3	【企画内容】 ターゲット、コンセプトに沿って提案された企画内容に魅力があるか ストーリー性、郡山ならではの企画となっているか	30点
4	【経済効果】 郡山市にもたらす経済効果があるか 定量及び定性的なKPIを設定しているか	10点
5	【スケジュール】 事業実施スケジュールが適切か	10点
6	【将来展望】 持続可能な将来展望があるか	10点
7	【実現性】 補助金が単なる資金調達になっていないか 補助金がなくても実施する意思があるか	10点
合計		100点

第7 補助金等の交付申請及び実績報告等

- 1 郡山市補助金等の交付に関する規則（以下「規則」という。）及び要綱に基づき、交付申請書を提出する。

- 2 交付申請書には、事業計画書及び収支予算書を添付する。
- 3 市は、申請内容を精査し、交付決定を行う。
- 4 規則及び要綱に基づいた実績報告後、随時、補助金の交付を行う。

第8 その他

- 1 申請に関する一切の経費は、事業者の負担とする。
- 2 申請された書類の返却は行わない。